

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1312号)

平成27年10月8日

横情審答申第1312号

平成27年10月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成26年12月25日栄税第1535号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民からの放置バイク等の問い合わせ及び市民からの提案、電話等の問い合わせ件数（栄区に限定）但し、平成22年1月から平成26年9月まで」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「市民からの放置バイク等の問い合わせ及び市民からの提案、電話等の問い合わせ件数（栄区に限定）但し、平成22年1月から平成26年9月まで」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民からの放置バイク等の問い合わせ及び市民からの提案、電話等の問い合わせ件数（栄区に限定）但し、平成22年1月から平成26年9月まで」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年11月27日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 放置バイク等に関する市民からの問合せについて

横浜市では、軽自動車税に係る基本的な申告手続から課税、減免等の相談まで、税に関するあらゆる問合せを日々受け付けている。このような日常的な問合せについては、電話やその場の対応で完結することがほとんどであり、1件ごとに記録を残すことはなく、問合せ件数をまとめた文書を作成することはない。異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において「原決定の言わんとすることは苦情等もないので、文書不存在というにある。」と主張しているが、本件処分では、苦情等がないため文書不存在としているのではなく、当該問合せ件数をまとめた文書を作成していないため非開示とした。

## (2) 放置バイク等に関する市民からの提案について

放置バイク等に関する市民からの提案等の受付実績を改めて確認したが、存在しなかったことから、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。

## (3) 申立人は、開示請求書に「市民からの放置バイク等の問い合わせ及び市民からの提

案、電話等の問い合わせ件数（栄区に限定）但し、平成22年1月から平成26年9月まで」と記載の上、開示請求している。異議申立書には「申立人は違法駐車、放置バイク、区域外バイクの脱税、危険物バイクの苦情と所有者の開示を求めたのは、平成26年7月から9月までであり・・・戸塚区から苦情、違法駐車、脱税等の指摘被害者への当該バイク等の所有者の開示の求めの存在を認めたので非開示の理由が虚偽である。」との記載があるが、本件請求時に「（栄区に限定）」の請求であることを申立人も了解の上で自ら、請求書に「（栄区に限定）」と記載したことは複数の職員が確認している。「申立人は違法駐車、放置バイク、区域外バイクの脱税、危険物バイクの苦情と所有者の開示を求めた」とあるが、栄区に対してではなく戸塚区に対してである。よって、請求内容の「市民からの放置バイク等の問い合わせ及び市民からの提案、電話等の問い合わせ件数（栄区に限定）」には、戸塚区に対して申立人が行った苦情等は含まれない。

- (4) 異議申立書に記載されている平成26年11月27日栄税第1388号には、本件処分に係る非開示決定以外に「(1)平成22年度市税賦課額調(2)平成23年度市税賦課額調(3)平成24年度市税賦課額調(4)平成25年度市税賦課額調(5)平成26年度市税賦課額調（栄区の課税分の登録台数及び種別 但し、平成22年1月から平成26年9月まで）」の非開示決定（以下「別決定」という。）がある。申立人は、異議申立書に「栄税第1388号の非開示決定を取消し、全部開示するとの決定を求める」と記載しているものの、別決定のものには言及されていない。また、別決定については、平成26年12月4日付で別途異議申立てがなされていることから本件異議申立ては本件処分に対するものである。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部開示を求める。
- (2) 申立人は違法駐車、放置バイク、区域外バイクの脱税、危険物バイクの苦情と所有者の開示を求めたのは平成26年7月から9月までであり、戸塚区総務部税務課（以下「戸塚区税務課」という。）税務担当職員が受け付けたが、開示は拒否された。

当該バイク等の位置は、栄区と戸塚区とにまたがる土地であるため、当該違法なバイク等は栄区ナンバーと戸塚区ナンバーのみだが、港南区ナンバー、鎌倉ナンバ

一、ナンバーを外したバイク、ナンバーをカバーで隠したバイクであるため両区が共有すべき情報であるとともに、両区で解決を図る義務があり、脱税目的で使用されている事実が対象であったことが明らかである。

栄区総務部税務課（以下「栄区税務課」という。）税務担当職員が戸塚区から苦情、違法駐車、脱税等の指摘被害者への当該バイク等の所有者の開示の求めの存在を認めたので非開示の理由が虚偽である。

安全な通行権のある歩道（「通常の用法に従った使用」管理規約、民法等の義務）へ、バイク等駐車する契約は違法行為であり、静電気でも引火する危険物のガソリンを700リットルも一か所に集めた行為は、放火や地震時の倒壊で発火するガソリンが漏れ出すことが想定され、大惨事となることから公序良俗に違反し無効の行為である。

- (3) 申立人の所在地について、栄区が住所地と課税区域を偽った説明をしている。申立人が指摘しているマンション内の土地は戸塚区のみではなく栄区にも存在するので当然に、両区から税金を納税請求される以上、栄区側に駐車されているバイク等の撤去、公文書虚偽記載、同行使、脱税バイク等の撤去を戸塚区を経由して栄区に通知してもらう権利がある。したがって、二つの区に属している本件マンションの場合、一戸建の場合と著しく異なる。栄区が悪質な虚偽説明をして非開示決定をした。
- (4) 栄区のマンションの住所地があっても、戸塚区にも所有地があるので、戸塚区側に駐車しているバイク等を戸塚区を経由して栄区に通知してもらう権利があり、他方で栄区を経由して戸塚区に通知してもらう権利がある。戸塚区や中区を経由して固定資産税及び都市計画税を納税している行為が認められることや、徴税官は管轄区域を超えて調査をする権限を有していることから、栄区の管轄区域内のみが対象とする主張は、正当な根拠、合理的な根拠がなく、請求権の甚だしい侵害である。地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第2項の住民の「役務の提供を等しく受ける権利を有する」規定に対する著しい侵害、不法行為を被った。
- (5) 申立人は戸塚区課税課員に対し、平成26年7月から9月までの間に駐車場ではない戸塚区側と栄区側の2メートル通路に多数のバイク等による違法駐車、不法占拠について苦情や撤去要求を行い、脱税バイク等が「主たる定置場」を記載した申請書に、公文書原本不実記載、同行使の犯罪の告知、台数を開示請求したが、守秘義務を理由に一部開示を拒絶された。しかし、栄区には連絡をしておくとの回答があ

ったので、本件請求をした。これに対し、栄区が事実認否をしていない著しい争点のすり替がある。栄区課税課員が戸塚区からの通知を受けたと認めたのであるから、これに対する事実認否もしない説明書の虚偽の説明で、前提の事実を隠している。それゆえ、栄区には脱税情報を文書に記載しない行為、公文書原本不実記載、同行使という重大な犯罪を文書に記載しないという説明は、合理的根拠、法律上の根拠を有していない。他方、申立人には、公文書原本不実記載、同行使のバイク等の撤去、虚偽、発火する危険物のガソリンを集積できる指定数量400リットルを超えてはならない危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の11別表3の規定及び建築基準法施行規則（昭和25年建築省令第40号）第10条の17第1号の「当該各建築物の避難及び通行に安全の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものを設けること。」に違反した違法行為を通知し、その撤去、調査を請求する権利はあった。したがって、栄区の説明は、法律や情報公開条例に基づかず争点をすり替えたのであるから正当な理由がない著しい偽りである。標識（ナンバープレート）を交付した事実、ナンバーを記載した文書が存在する事実も明らかである。

## 5 審査会の判断

### (1) 軽自動車税賦課徴収に係る事務について

横浜市では、地方税法（昭和25年法律第226号）第447条及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第77条に基づき、軽自動車税の納税義務者のうち原付バイク及び小型特殊自動車の納税義務者から、新規取得・廃車等の税申告を受け付け、軽自動車税を賦課徴収している。

### (2) 放置バイク等に関する市民からの問合せに対する対応について

横浜市では、軽自動車税賦課徴収に係る事務を行うに当たって、軽自動車税に係る基本的な申告手続から課税、減免等の相談まで、税に関するあらゆる問合せを日々受け付けている。放置バイク等に関する市民からの問合せについてもその中で対応している。

### (3) 市民からの提案に係る事業について

ア 横浜市の市民からの提案制度は、市政に対する意見、要望、提案などを、文書、電子メール、ファクス、電話等で受け付け、市民の意見等の内容に係る所管課から投稿者に回答するとともに、市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的とした制度である。

イ 市民からの提案の取扱いについては、市民の声事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）、市民の声の公表の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）及び広聴情報データベースシステム取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）に規定されている。

(4) 本件異議申立ての対象について

実施機関の説明によると、異議申立書に記載されている平成26年11月27日栄税第1388号には、本件処分及び別決定の二つの非開示決定がある。また当審査会が本件に係る異議申立書及び添付資料を見分したところ、申立人は、本件に係る異議申立書に「栄税第1388号の非開示決定を取り消し、全部開示するとの決定を求める」と記載しているものの、別決定のものには言及されていない上に、別決定を本件異議申立ての対象と主張する資料も添付されていない。また、別決定については、既に平成26年12月4日付で別途異議申立てがなされており、実施機関から平成26年12月25日栄税第1506号により別途当審査会へ諮問されていることから、本件異議申立ての対象は本件処分に対するものとして判断する。

(5) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載等から、「平成22年1月から平成26年9月までの間に、栄区に限定して、駐輪場のような許可された場所以外に放置されているバイクに関して、(1)電話等による問合せ及び(2)市民からの提案があった件数の分かる文書」と解される。

(6) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市民からの放置バイク等の問合せ件数をまとめた文書を作成していないこと、栄区における放置バイク等に関する市民からの提案の受付実績も存在しなかったこと等から、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示としたとしている。一方、申立人は、戸塚区及び栄区にまたがる敷地を有するマンションに関する放置バイクに関して、戸塚区税務課へ問合せをしているのであるから、関連する栄区税務課にも対象行政文書が存在する旨、主張している。

イ そこで、本件申立文書の不存在について検討するために、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 軽自動車税賦課徴収に係る事務を行うに当たっては、軽自動車税に係る基本的な申告手続から課税、減免等の相談まで、税に関するあらゆる問合せを

日々受け付けている。放置バイク等に関する市民からの問合せについてもその中で対応している。

(イ) このような日常的な問合せについては、電話や窓口での対応で完結することがほとんどであり、1件ごとに記録を残すことはなく、問合せ件数をまとめた文書も作成していない。

(ウ) 放置バイク等に関する市民からの提案等の受付実績を改めて確認したが、存在しなかった。

(エ) 開示請求時に、「栄区に限定」の請求であることを、申立人も了解の上で自ら開示請求書に「栄区に限定」と記載したことは複数の職員が確認している。「申立人は違法駐車、放置バイク、区域外バイクの脱税、危険物バイクの苦情と所有者の開示を求めた」とあるが、戸塚区に対して求めたものであって、栄区に対して求めたものではない。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

(ア) 当審査会が見分したところ、開示請求書には、「栄区に限定」と記載されていることが認められた。このことから、申立人が主張するように、申立人が戸塚区に対して行った問合せが、栄区に限定した本件請求の対象に含まれる、と解することはできない。

(イ) 実施機関は、放置バイク等に関する問合せを含む軽自動車税に関する市民からの問合せを、日常的に受け付けて対応しているが、電話や窓口での対応で完結することがほとんどであるという。このように、日常的に、問合せに対応する中で、個々の事案対応がその都度完結している状況にあることからすれば、1件ごとに記録を残すこともなく、問合せ件数をまとめた文書も作成していないという実施機関の説明は不合理とは言えない。

(ウ) また、市民からの提案があった場合、市民の声事業の実施に関する取扱要綱及び市民の声の公表の実施に関する取扱要綱の規定にしたがって広聴情報データベースシステムを使用して処理がなされており、従前に処理された市民からの提案の案件については、広聴情報データベースシステムを用いて、実施機関の各課において確認することができる。したがって、栄区税務課で広聴データベースシステムを検索し、確認した結果、栄区に限定した放置バイク等に関する市民からの提案に該当する案件が存在しなかったという実施機関の説明は不合理ではない。

エ 以上のとおり、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず保有していないという実施機関の説明は不合理ではない。

オ 申立人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年12月25日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年1月15日 (第180回第三部会) 平成27年1月22日 (第262回第一部会) 平成27年1月23日 (第264回第二部会)	・諮問の報告
平成27年2月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年7月23日 (第273回第一部会)	・審議
平成27年8月27日 (第274回第一部会)	・審議
平成27年9月10日 (第275回第一部会)	・審議